静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則をここに公布する。

平成30年３月27日

静岡県教育委員会教育長　　木　苗　直　秀

静岡県教育委員会規則第４号

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第44条の規定に基づき、市町教育委員会が行う市町立学校（組合立の学校を含む。以下同じ。）に属する県費負担教職員（以下「教職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。

（被評価者の範囲）

第２条　人事評価の対象となる者（以下「被評価者」という。）は、静岡県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の指定する者を除く全ての教職員とする。

（評価者等）

第３条　市町教育委員会教育長（以下「市町教育長」という。）は、被評価者を指揮監督する教職員の中から被評価者の人事評価を行う者（以下「評価者」という。）を指定するものとし、原則として、一次評価者と二次評価者を置く。

２　二次評価者は、評価者に対して被評価者の職務遂行についての情報提供その他評価にあたっての補助を行う者として、評価補助者を指定することができる。

（評価対象期間）

第４条　人事評価の対象となる期間（以下「評価対象期間」という。）は、年度ごとに次のとおりとする。

前期	後期
４月１日から９月30日まで	10月１日から３月31日まで

（評価の方法）

第５条　人事評価は、行動評価及び業績評価の結果を総合的に評価（以下「総合評価」という。）することにより行う。

２　行動評価は、被評価者が職務を遂行するに当たり求められる能力を発揮して表れた具体的な行動に対して行う。

３　業績評価は、被評価者が職務を遂行するに当たり挙げた業績に対して行う。

（評価結果の活用）

第６条　静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、総合評価の結果（以下「評価結果」という。）を、任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用する。

（評価結果の開示）

第７条　評価者は、被評価者に評価結果を開示するものとする。

（評価に当たっての留意事項）

第８条　評価者は、人事評価の実施にあたって、次の各号に掲げる事項に留意し、公平かつ公正な評価に努めなければならない。

⑴　被評価者の評価対象期間中における行動及び業績を評価するものとし、評価対象期間以外の期間における行動及び業績を評価しないこと。

⑵　被評価者の客観的な行動及び業績をもとに評価するものとし、被評価者の縁故関係、友人関係、私的関係、思想信条、性別、社会的身分、政治的意見その他職務に関係のない事情及び被評価者に対する好悪、同情、偏見等の感情をもとに評価しないこと。

（評価結果の報告）

第９条　二次評価者は、人事評価の結果を市町教育委員会へ報告する。

（意見の申出）

第10条　被評価者は、評価結果に意見があるときは、市町教育長が定めるところにより、市町教育長に対して意見を申し出ることができる。

（その他）

第11条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成30年４月１日から施行する。

（静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の廃止）

２　静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第５号）は、廃止する。